

加入者・事業主の皆さまへ

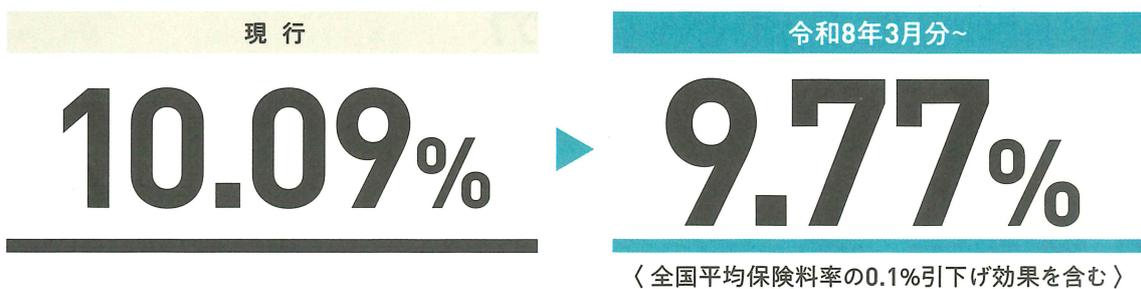
事業所内で回覧をお願いいたします。

宮崎
支部

けんぽともっと!健康をもっと!

令和8年3月分(4月納付分)からの 保険料率のお知らせです

健康保険料率



介護保険料率



子ども・子育て支援金率



※令和8年4月分(5月納付分)より子ども・子育て支援金制度が始まります。
※健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら

健康保険料率9.77%のうち、6.53%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.24%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。
★ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)